

看護職の魅力発信事業業務委託基本仕様書

第1 目的

将来的な看護人材の安定的な確保に向け、看護師等を志望する若者を増やすため、女子生徒だけでなく、これまで進路希望の少なかった男子生徒にも積極的に県内で看護職として働く魅力を発信する事業を展開し、県内看護学生の確保・定着を図ることを目的とする。

第2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

第3 委託業務

1 中高生及びその保護者等に看護職の魅力を発信する啓発動画の制作・発信

将来の職業を選択する若年層（中高生）及びその保護者、とりわけ、これまで進路希望の少なかった男子生徒にも、県内で看護職として働くことへの興味関心をひく啓発動画を制作し、看護職の魅力を発信する。

（1）動画の制作

① 制作する動画作品（例）

i 看護職の魅力を紹介する座談会形式の動画

- ・県内で働く看護職員による座談会を行い、仕事のやりがいや魅力を生の声で伝える。
- ・ロールモデルの提示により、県内で進学・就職するイメージを醸成する。
（男性看護職（必須）、新人看護職、社会人経験者、等）

※例示のため、他に看護職の魅力を発信するために適した提案があれば、この限りではない。

② 動画の企画・構成及び出演者との各種調整

- ・動画の具体的な企画内容を県に提出し、県と協議の上内容を確定すること。
- ・確定した企画内容を基に、シナリオ、ナレーション、テロップ、テキスト（絵コンテを含む）等を制作すること。

③ 撮影

- ・確定した企画内容に基づき、動画の制作に必要な撮影を行うこと。
- ・撮影に係る肖像権・著作権の処理を行い、制作された動画やこれを基に編集された動画・画像を県が二次利用できるよう同意を得ること。
- ・撮影に係る使用料、出演料、謝礼の費用が発生する場合は、受注者が負担すること。

④ 編集

- ・撮影した動画のサムネイル作成、映像・音量の調整、字幕・テロップの追加等の編集作業を行い、配信動画を制作すること。
- ・動画の完成までに、県による複数回の内容確認及び修正等の指示を受けること。

⑤ 動画の納品

- ・ウェブサイトやYouTubeで再生可能なファイル形式とすること。
- ・DVDに収録し、DVDプレーヤーで再生可能な形式とすること。

- ・ 県が県関連サイトや関係機関のサイト等で別途公開するにあたり、掲載作業が可能な形式でデータを納品すること。
 - ・ 画面比率16: 9 で、ハイビジョンまたはフルハイビジョンのいずれかとする。
- ※業務を遂行するにあたり、より適当な方法があれば、県及び受注者協議の上、変更することも可とする。

⑥ 動画内容の確定

- ・ 県は提出された動画内容の確認を行う。
- ・ また両者協議の上、受注者は必要に応じて動画の修正を行い、最終的に県が内容を確定するものとする。

(2) 動画の発信

- ・ 上記(1) で制作した動画について、SNS等を活用して発信する。
- ・ 発信にあたっては、特に中高生等の若年層にターゲットを絞ること。

2 やまがた看護職ポータルサイトの制作

看護職を志す若者を増やし、県内への進学・就職率を高めていくため、看護職の魅力、県内での進学・就職・キャリアアップに関する情報をまとめて掲載し、看護に関心のある方が効率的に情報収集できるようポータルサイトを開設する。

(1) サイトの内容

① 基本方針

- ・ 主たる利用者として、これから看護職を目指す中高生を想定したものとする。
- ・ 利用者が、自身が求める情報を即座に見つけられる導線や機能とする。
- ・ 看護職として働くことの魅力が伝わるように、画像やイラストを効果的に使用し、利用者（特に中高生、男女ともに）の興味関心をひくデザイン及びページレイアウトとする。

② 掲載項目

- ・ 下記の＜想定している掲載項目例＞を基本とした上で、サイトの利便性や魅力を高めるための工夫や改善の提案を行うことができる。

＜想定している掲載項目例＞

- ・ 看護職の仕事紹介
- ・ 看護職になるには（資格取得までの流れ）
- ・ 県内医療機関の紹介
- ・ 県内看護師等養成所の紹介
- ・ 看護職員修学資金の案内
- ・ 先輩の声（県内の看護学生や看護職員のインタビュー記事や動画）
- ・ 各種イベント情報（看護体験セミナー等）

(2) 構築条件

- ・ サイトへのアクセス数が把握できるようにすること。
- ・ CMS機能を登載すること。
- ・ ウェブアクセシビリティを考慮したものであること。
- ・ 容量が20GB以上のサーバを準備すること。
- ・ パソコン、タブレット及びスマートフォンでの閲覧に適したデザインやページ構成とすること。
- ・ サポートブラウザは、国内外で使用される主要なブラウザを提案すること

(Google Chrome、Safariは必須とする)。

- ・ユーザーが各種媒体で閲覧する際に、標準的な速度でページ閲覧できるようにすること。
- ・サーバ及びドメインは受注者が手配し、セキュリティのレベルや初期設定及び後年に必要な経費等の必要な情報とともに提案すること。なお、日本データセンター協会（JDCC）が定める、JDCCファシリティスタンダードのTier 1以上を満たすこと。

（３）機能要件

- ・専門的な知識や技術がない職員であっても、ＩＤ・パスワードの設定により権限を付与することで、ページやコンテンツの追加・削除・更新が随時可能となる、一般的に普及しているコンテンツ・マネジメント・システム（CMS）を使用すること。なお、県職員が今後の編集・更新を行うことが可能であるなど、編集・更新しやすいコンテンツとすること。

（４）非機能要件

- ・データのバックアップ・リストア、管理
サイトデータは、一定領域に保存し、毎日バックアップすること。方法、保存期間等については、発注者及び受注者で協議のうえ決定する。なお、リストアについても、県の指示のもと作業を行うこと。
- ・アカウント管理要件
管理者ＩＤ以外に、複数の県担当者ＩＤを付与すること。パスワードについては、管理者は全ＩＤを変更できるものとし、ＩＤを付与された者は、当該ＩＤの変更のみ行えるようにすること。
- ・セキュリティ対策
VPN等により、上記の特定のメンテナンス可能なユーザー以外は外部から不正アクセス出来ないようセキュリティ対策をすること。また、公開中ページやコンテンツに対する改ざん対策を行なうこと。

（５）運用・保守

- ・構築したサイトについて、障害対応、セキュリティインシデント対応、サーバ管理、システムチェック、ドメイン管理、不正アクセスの監視、アクセス件数管理、ログ運用管理、サイトデータのバックアップ、OS・ミドルウェア・CGI・CMS等のバージョンアップ、バグ修正等の保守を行い、月１回作業結果を報告するとともに、県担当者が行う更新作業のサポート(随時)を行うこと。
- ・公開後、システムに脆弱性が確認された場合は、速やかにシステムの修正を行うこと。
- ・喫緊の問題が発生した場合などは、状況を把握したうえで適宜報告すること。
- ・「山形県情報セキュリティ対策基準」の手順に準じて、障害発生時及び緊急事態に備えた連絡体制を準備し、委託業務の遂行上問題・事故等が発生した場合は、速やかに県に報告すること。なお、重要な事項又は急を要する事故の場合は、電話等により直ちに報告するとともに後日書面または電子文書にて報告すること。
- ・委託期間中、県担当者からの問合せに迅速に対応できるように運用保守体制を整備すること（土日祝日は除く）。

- ・ サイトデータについては、一定領域に保存し、毎日バックアップすること。
方法、保存期間等については、発注者及び受注者で協議の上、決定する。
- (6) セキュリティ
- ・ 本業務の遂行にあたっては、本県の「山形県情報システム導入標準ガイドライン」及び「山形県情報セキュリティポリシー」を遵守すること。
 - ・ システムへの不正侵入、本システムの停止や障害の発生を予防し、また障害発生時の影響を最小限に食い止めるため、十分なセキュリティ対策を講じること。
- (7) テスト
- ・ 本番稼働前に、レイアウトや動作確認等のテスト期間を設け、不具合や修正箇所がある場合には、修正を行うこと。また、本番実装後に不具合が発生した場合は、修正すること。
 - ・ 総合テストのテスト仕様書（項目）及び結果報告書を提出すること。また、レビューを実施のこと。

第4 成果品等

次の成果品を納入し、検査に合格すること。

(1) 納入物

① 動画

電子媒体：動画データを格納したDVD 1部

② サイトコンテンツ

本番環境において稼働している状態にて納品すること

③ 各種報告書等

名称	記載内容	納品時期
業務実施計画書	作業工程スケジュール及び開発体制等	契約締結後速やかに
サイトマップ		サイトコンテンツ納品時
システム構成図		サイトコンテンツ納品時
テスト仕様書	各種テストの参加者、シナリオ、テスト項目等	各種テスト実施前
テスト結果報告書	各種テスト実施結果等	各種テスト実施後速やかに
運用保守設計書 及び操作手順書	CMS操作マニュアル、リストアの方法等	サイトコンテンツ納品時
運用報告書（月次）	各種トラブルへの対応、サーバ管理、システムチェック、ドメイン管理、不正アクセスの監視、アクセス件数管理、不正アクセスの監視、アクセス件数管理、ログ運用管理、サイトデータのバックアップ、OS・ミドルウェア・CGI・CMS等のバージョンアップ、バグ修正等	運用開始後、前月分を翌月10日まで

(2) 納入場所

山形県健康福祉部医療政策課（山形県庁3階）

(3) 納入期限

令和9年3月中旬

第5 業務の再委託等

受注者は、原則として、本業務を第三者に再委託してはならない。ただし、発注者の事前の承認を得た場合は、第三者への業務の一部委託を可能とする。

第6 留意事項

- 1 第3におけるすべての業務について、企画提案に基づき受注者と県が協議し、最終的に内容を決定する。
- 2 委託業務の成果及び著作権は、県及び受注者に帰属するものとする。
- 3 全ての素材について、県は、県ホームページ、ポスター及びパンフレットへの掲載等の二次利用ができるものとする。
- 4 山形県の二次利用に当たって、第三者の有する著作権その他の権利を侵害することがないように、受注者は、制作に当たり、必要な許諾を得ること。
- 5 受注者は、業務上知り得た秘密を、第三者に漏らし、又は盗用してはならない。
- 6 受注者は、当該業務の実施により知り得た個人情報等について、漏えい等の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、本事業の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。
- 7 受注者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- 8 本仕様書に記載のない事項及び内容の詳細については、その都度、発注者と受注者との協議により決定する。